

平成28年度

明石市人権施策推進方針実施計画

明 石 市

目 次

第1章	人権施策推進方針の基本的な考え方	
1	推進方針の基本目標	1
2	推進方針の基本方向	1
第2章	人権施策推進方針実施計画の役割	2
第3章	あらゆる場における人権教育・啓発の推進	
1	学校・幼稚園・保育所等における人権教育・啓発	3
2	家庭・地域・職場等における人権教育・啓発	4
第4章	人権課題への取り組み	
1	女性	5
2	子ども	6
3	高齢者	8
4	障害のある人	9
5	同和問題	11
6	外国人	11
7	多様な人権課題	12
第5章	総合的で効果的な推進のために	
1	推進体制と職員研修の充実	13
2	関係機関・団体等との連携・協力の強化	13
3	市民の参画と協働による施策の推進	14
4	推進方針の広報・啓発活動	14

第1章 人権施策推進方針の基本的な考え方

平成 23 (2011) 年に策定しました明石市人権施策推進方針（以下「推進方針」と略す場合があります。）は、明石市第 5 次長期総合計画を上位計画とする個別計画として、多様化、複雑化する人権問題を総合的に調整し、人権課題別に進められている施策の有機的な連携を図る役割を担うもので、目標年次は第 5 次長期総合計画に合わせ、平成 32 (2020) 年度としています。

1 推進方針の基本目標

人権感覚あふれる共生社会の実現をめざして

本市では、「人権感覚あふれる共生社会の実現をめざして」を基本目標とし、すべての市民に対し、あらゆる分野において基本的人権が尊重される行政を推進していくこととします。

2 推進方針の基本方向

基本目標の達成に向け、次の 3 つの基本方向を設定し、人権施策を展開していきます。

(1) 人権感覚豊かなひとづくり

人権感覚あふれる共生社会の実現のためには、人権感覚豊かなひとづくりが基本です。市民一人ひとりの人権意識が「ひとごと」ではなく「わがこと」（「自らの課題」）として高まるようにあらゆる場で人権教育・啓発を進めます。

(2) 人権文化が息づきだれにもやさしい地域づくり

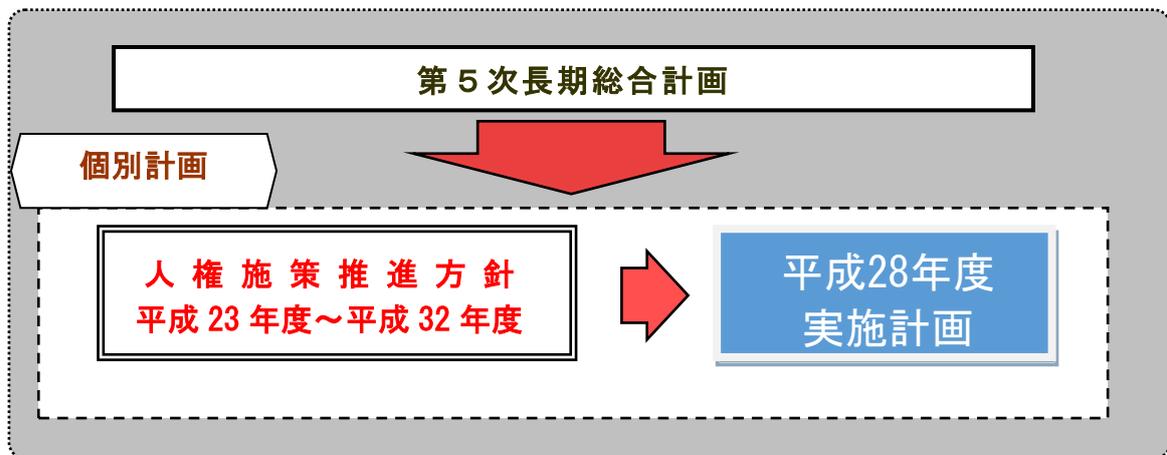
人権文化とは、さまざまな人権問題に関心を持ち、人権尊重の視点にたった行動が自然と行われることが文化として定着していることです。日常生活や社会生活を通じて、豊かな人権感覚にもとづく行動が自然に実践される地域づくりを進めます。

(3) 参画と協働による人権尊重のまちづくり

人権感覚あふれる共生社会を実現するためには、行政や関係機関だけでなく、市民の豊かな感性や発想、地域での実行力なくしては成し遂げることができません。市民と市民また市民と市が協働して人権尊重のまちづくりを進めます。

第2章 人権施策推進方針実施計画の役割

人権施策推進方針実施計画は、推進方針で定めた基本的な方策をより具体化するため、推進すべき人権施策関連事業を明らかにするものです。人権施策関連事業の効果は、じっくりと時間をかけて現れてくるものであるとの考えから、継続した取り組みが必要である一方で、社会状況の変化等に応じて、新規で取り組むべき事業を盛り込むほか、点検・評価結果を踏まえて事業の縮小や統合を図るなど、柔軟に見直しながら、毎年度計画を策定し、人権施策を展開していくこととします。



第3章 あらゆる場における人権教育・啓発の推進

1 学校・幼稚園・保育所等における人権教育・啓発

■ 主な事業の展開

事業名	事業内容	担当課
保育事業	子どもの健やかな成長のために保育士等の専門性を生かしながら、家庭や地域、学校、各関係機関などと連携し、子どもの発達を保障するとともに、自尊感情を育み、子どもの人権擁護、児童虐待防止などの面でも関連機関と連携して取り組みを進めます。	成 室 こ ど も 育
人権・道徳教育 研究事業	子どもたちの発達段階に応じて、人権についての認識を深めさせ、道徳性を高め、自分を大切にする気持ちや他者の立場を尊重する心を育み、人権を尊重して生きる技能が身につくように、人権教育の方向性や指導内容等を研究し、市内の全学校園における人権教育を活性化します。	こ ど も 育 成 室 学 校 教 育 課
保育所職員研修	保育士等の職員の資質向上と職員全体の専門性の向上、さらに人権意識の高揚や豊かな人権感覚の育成のための研修を実施します。	育 成 室 こ ど も
人権教育研修	教職員の人権感覚を磨き、子どもたちへの指導の充実を図るために人権教育担当者を対象に研修を実施し、人権尊重の学校文化の構築を進めます。	育 課 学 校 教
教職員研修	重点課題研修講座、専門研修講座、教科等研修講座、研究グループ等の機会を通じて教職員の人権感覚を磨き、教職員相互や教職員と子ども、また、子ども同士の望ましい人間関係づくりが図られるよう、学校園や教職員を支援します。	所 教 育 研 究
人権教育・啓発 出前講座	保育所・幼稚園・小・中学校・高等学校等における人権研修の場として活用するための講座メニューを整備し、講師派遣などの支援を行うことにより、学校園等における人権研修の開催を促進します。	課 人 権 推 進
人権意識啓発事 業	・人権啓発作品募集 人権意識啓発事業の一つとして、小・中・高等学校の生徒を対象に、心のふれあいや、あたたかさのあふれる作品募集を行います。	進 課 人 権 推
人権教育研究事 業	学校・PTA・自治会・企業など広範な団体で構成する明石市人権教育研究協議会と連携し、人権教育・啓発活動の研究事業を実施します。	進 課 人 権 推
P T A 研修事業	学校と家庭が連携して子どもの人権意識や自尊感情を育てるため、PTAにおける保護者対象の人権教育研修等を推進します。	育 課 青 少 年 教
子育て支援事業	子育て支援センターなど、乳幼児期の子と親が集い、交流する場などにおいて、自尊感情を育むためのかかわり方など、子どもの健やかな成長のための取り組みを支援します。	援 課 子 育 て 支

2 家庭・地域・職場等における人権教育・啓発

■ 主な事業の展開

① 家庭や地域における人権教育・啓発

事業名	事業内容	担当課
自治会研修会等 (人材育成と市民活動への支援)	中学校区には人権教育推進員を、小学校区には人権啓発員を配置し、自治会、各種団体の人権研修を支援します。今後は自治会研修会等を幅広い市民の参加によるものへと発展させていきます。	課 人権推進
人権教育研究事業	学校・PTA・自治会・企業など広範な団体で構成する明石市人権教育研究協議会と連携し、人権教育・啓発活動の研究事業を実施します。	進 人権推
人権意識啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> ・あかしヒューマンフェスタ 人権の大切さと人権に関する事業を知る機会として、市民が参画しやすい方策を検討します。 ・人権セミナー セミナーの中で多様な人権課題を取り上げ、市民が人権問題に触れ理解を深める機会を増やすことを目的としています。さまざまな市民が参加できるような工夫を図ります。 ・人権啓発教材等 毎年作成する、市民向け人権啓発冊子「みんなのしあわせのために」や人権カレンダー等について、今日的な課題の啓発や市民が親しみの持てる工夫等を図ります。 	人権推進課
厚生館事業	地域における人権の拠点施設として、地域住民の福祉の向上と人権の尊重されるまちづくりをめざし、市民のニーズにあった事業の取り組みを進めます。	課 人権推進

② 企業等における人権教育・啓発

事業名	事業内容	担当課
人権教育研究事業【再掲】	学校・PTA・自治会・企業など広範な団体で構成する明石市人権教育研究協議会と連携し、人権教育・啓発活動の研究事業を実施します。	進 人権推
企業人権問題研修会	事業所内の人権意識の高揚を図り、差別のない明るい職場づくりを進めるために実施しています。今後は参加企業数の増加をめざすとともに、事業所内での人権研修の支援に努めます。	課 人権推進
就労支援・雇用環境向上推進事業	公正採用の推進、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントの防止、男女共同参画の推進、高齢者・若者・障害者雇用の促進、非正規・外国人労働者の権利擁護など企業内における人権課題に関する啓発を推進します。	課 産業政策

第4章 人権課題への取り組み

1 女性

■ 推進方針に定める取り組み

- (1) 男女平等・男女共同参画・人権尊重に向けた意識づくり
- (2) 配偶者等からのあらゆる暴力（DV）の根絶
- (3) 生活の場における男女共同参画の促進
- (4) 働く場における男女共同参画の推進
- (5) 生涯にわたる健康の保持・増進と福祉の充実

■ 主な事業の展開

事業名	事業内容	担当課
男女共同参画推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発事業等の実施 学習機会の提供や固定的役割分担意識の払拭のため、社会情勢に即した啓発講座の開催や情報誌等の発行に取り組みます。 ・女性のための相談事業 「女性のための相談室」、再就職や起業を希望する女性のための「チャレンジ相談」、「法律相談」等により、総合的に女性を支援していきます。 ・女性の活躍推進事業 会員相互の交流や情報交換・調査研究を行う、多様な主体によるネットワークを構築し、女性の活躍を一層推進します。 	男女共同参画課
DV対策事業	明石市DV対策連絡会議を開催し、関係各課並びに関係機関との情報交換、対策の協議等を行うとともに、相談体制の整備とDV被害者の保護や自立に向けた支援に取り組みます。さらに、明石市DV対策検討委員会を開催し、明石市配偶者暴力相談支援センターの機能強化とDV被害者支援の充実を図ります。また、デートDV電話相談やデートDVの未然防止のため市内高等学校・中学校への出前講座を実施します。	男女共同参画課 相談支援センター 明石市配偶者暴力 他
婦人相談・母子父子相談事業	婦人相談員兼母子・父子自立支援員による婦人相談、母子相談を実施します。	福祉課 児童福祉
就労支援・雇用環境向上推進事業（女性向け）	ポスター等による育児休業制度や介護休業制度の普及啓発、企業内研修の推進等を通じて、人権尊重の視点からセクシュアル・ハラスメント防止、男女の公平な採用や労働条件等雇用環境の向上を図ります。	産業政策課
新あかし健康プラン 21 推進事業	市民みんなが健康でいきいきと暮らせるために、健康づくりについての普及啓発や情報提供などを推進します。	健康推進課

2 子ども

■ 推進方針に定める取り組み

- (1) 子どもの人権の尊重に関する啓発の推進
- (2) 子どもの人権に配慮した保育・教育の推進
- (3) 児童虐待防止対策など子どもの安全を守る取り組みの推進
- (4) いじめや不登校等への取り組みの強化
- (5) 障害児と発達が気になる子どもへの支援
- (6) 相談・支援体制の充実

■ 主な事業の展開

事業名	事業内容	担当課
子育て支援事業 【再掲】	子育て支援センターなど、乳幼児期の子と親が集い、交流する場などにおいて、自尊感情を育むためのかかわり方など、子どもの健やかな成長のための取り組みを支援します。	子育て支援課
人権・道徳教育 研究事業 【再掲】	子どもたちの発達段階に応じて、人権についての認識を深めさせ、道徳性を高め、自分を大切にす気持ちや他者の立場を尊重する心を育み、人権を尊重して生きる技能が身につくように、人権教育の方向性や指導内容等を研究し、市内の全学校園における人権教育を活性化します。	学校教育課 子ども育成室
保育事業 【再掲】	子どもの健やかな成長のために保育士等の専門性を生かしながら、家庭や地域、学校、各関係機関などと連携し、子どもの発達を保障するとともに、自尊感情を育み、子どもの人権擁護、児童虐待防止などの面でも関連機関と連携して取り組みを進めます。	子ども育成室
福祉学習	心やさしい子どもたちの育成を図るため、市内の小・中学校の児童・生徒を対象に、ボランティアの協力を得て、車いす・ガイドヘルプ・手話・点字などの体験学習を行います。	明石市福祉協議会
青少年育成センター運営事業	明石市青少年補導委員会や地区青少年愛護協議会などの地域団体との連携のもとに、補導活動、相談活動、広報啓発活動等を行うとともに、個々の問題行動に対して、助言や支援を行います。	児童生徒支援課
児童健全育成支援システム（こどもすこやかネット）事業	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待を受けた児童及び非行等問題行動のある青少年への支援 福祉・教育・医療・保健などの各分野の関係機関が連携し、即応性と実効性のある支援策を検討していきます。 ・児童虐待防止および青少年の非行や犯罪防止に向けた啓発活動 オレンジリボンキャンペーン等の実施により市民の児童虐待防止への理解を広めていきます。また、児童虐待等の早期発見・早期対応、未然防止に向けた市民啓発や関係者への研修機会の拡充を図ります。 	子育て支援課

いじめ対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ防止月間」の設定 「いじめは絶対に許されない」という市民意識の定着に向け、「いじめ防止月間」を設定し、「いじめストップあかし」実践発表会」の開催やリーフレットの配付事業を行います。 ・「いじめストップあかし」こども会議」の開催 児童生徒自らが「いじめは絶対に許されない」という意識を深めていくために、各小中学校の代表者が取り組みの発表や意見交換を行う「いじめストップあかし」こども会議」を開催します。 ・就学前児童への啓発 就学前児童に対し、相手を思いやる心を育む取り組みとして「いじめ防止人形劇（ニコニコあかし）」を行います。 ・「いじめ防止基本方針」の策定 平成26年3月に示された「兵庫県いじめ防止基本方針」を踏まえて、本年度中にいじめ防止基本方針を策定します。 	児童生徒支援課
「ネットいじめ」未然防止・早期発見等のための研修会	インターネットによるいじめの未然防止や早期発見・早期対応、及び、いじめ問題解消への理解のため、教職員や保護者を対象にした研修会を開催します。	支援課 児童生徒
不登校対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・「ストップ不登校あかし」 不登校の未然防止、早期対応のため、「ストップ不登校あかし」のシステムの定着と活用を進めます。 ・適応教室の開設 「もくせい教室」及び「もくせいサテライト教室」を開設し、不登校生の再登校支援を行います。 	支援課 児童生徒
障害児等支援事業	<p>発達支援センターでは、発達が気になる子どもの相談支援を実施します。</p> <p>児童発達支援センター「ゆりかご園」「あおぞら園」児童発達支援事業「きらきら」では、就学前の障害児等への自立に向けた療育を実施します。また、「ゆりかご園」では、卒退園児等を対象に理学療法等の外来訓練も実施します。</p>	発達支援課
発達障害児巡回訪問（おひさま訪問）事業	保育所や放課後児童クラブなどにおいて、保健師や臨床心理士等の専門職による巡回相談を行い、気になる子どもの観察方法や関わり方、保育等に対する助言を通して、現場の保育士や指導員等への支援を実施します。	発達支援課
特別支援教育	一人ひとりの子どもの教育的ニーズに応じた支援を行うため、特別支援教育を推進します。推進にあたっては、特別支援教育コーディネーターを中心とする特別支援教育校園内支援体制を構築し、個々の子どもの実態把握や保護者との連携体制に努めます。教職員の専門性をさらに向上させ、関係機関との連携充実を図り、ライフステージを通じた支援が行えるよう研修体制の充実や体制の整備に努めます。	学校教育課
いじめ相談事業	常勤の市職員である臨床心理士、社会福祉士及び弁護士の専門職と教育委員会が相互に連携していじめ問題に総合的に取り組み、早期かつ継続的な支援を行うため、市の総合的な相談窓口である市民相談室に「いじめ・体罰総合相談窓口」を設置し、相談を受け付けます。	市民相談室
家庭児童相談事業	家庭において子どもを養育していくうえでの悩みについて、家庭児童相談員による相談を行います。	支援課 子育て

婦人相談・母子 父子相談事業 【再掲】	婦人相談員兼母子・父子自立支援員による婦人相談、母子父子相談を実施します。	課 児 童 福 祉
こども養育支援 事業	まちの未来でもある「こども」が健やかに成長できるようにするため、「こども」の健全育成に大きな影響を及ぼす離婚時や別居時におけるこどもの養育について、①相談体制の充実②参考書式の配布③関係機関との連携の観点から事業を実施します。	室 市 民 相 談

3 高齢者

■ 推進方針に定める取り組み

- (1) 高齢者の人権を尊重する意識づくり
- (2) 高齢者の生きがいづくりと社会参加の充実
- (3) 高齢者が安心して生活できる環境づくり
- (4) 高齢者の権利擁護の推進

■ 主な事業の展開

事業名	事業内容	担当課
明石市高齢者虐待防止委員会の開催	高齢者虐待の関係機関から成る委員会を継続的に開催し、関係機関とのネットワークを構築するとともに、市民に対する高齢者虐待に関する広報・啓発活動を行います。	室 高 年 介 護
福祉学習	高齢者に対する思いやりの心を育むため、市内の小・中学校の児童・生徒を対象に、ボランティアの協力を得て、車いす・ガイドヘルプ・手話・点字などの体験学習や、関係機関と連携して高齢者を理解するための学習を行います。	議 会 明 会 福 石 社 祉 市 協 社
高齢者生きがい推進事業	高齢者への学習、趣味、教養活動機会、スポーツ体験機会の提供、高齢者の社会参加機会の整備、就業支援など、高齢者の生きがいづくりや社会参加の充実に努めます。	室 高 年 介 護
就労支援・雇用環境向上推進事業(高齢者向け)	高齢者の就労支援として、継続雇用制度等の啓発を行います。	課 産 業 政 策
福祉のまちづくり推進事業(バリアフリーの整備)	不特定多数の人の利用が見込まれる公益的施設や公共施設等において、高齢者等が安全かつ快適に利用できるように配慮した整備を推進するために、県の福祉のまちづくり条例にもとづく建築物の届出に関する助言・指導を行います。	建 築 安 全 課 他
ユニバーサル の視点を生かした 広報	高齢者にもやさしい、ユニバーサルデザインの視点に立った広報を展開します。	課 及 広 び 報 各 課
介護保険制度、 介護相談員の制 度の充実	・ふれあい介護相談員事業の実施 一定の研修を受講した者をふれあい介護相談員として登録し、特別養護老人ホーム、老人保健施設、高齢者グループホームの施設に月4回程度派遣して、利用者の権利を擁護するとともに、介護サービスに係る苦情に至る事態の未然防止に努め、介護サービスの質的な向上を図ります。	高 年 介 護 室

日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）	在宅で生活されている判断能力に不安のある高齢者で、本人の利用意思が確認できる方を対象に福祉サービスの利用や金銭管理についての援助を行います。	福 明 社 石 協 市 議 社 会 会
後見支援センター	明石市後見支援センターの運営により、判断能力が十分でない認知症や知的・精神障害のある方等を支援し、本人主体の観点から後見制度の利用支援や権利擁護の推進を図ります。	福 社 社 総 総 務 務 課
権利擁護事業	高齢者虐待や消費者被害、金銭管理ができないなどの困難な問題を抱えた高齢者が、地域において尊厳ある生活が送れるよう、関係機関と連携し、専門的・継続的な視点から支援を行います。	室 高 高 年 年 介 介 護
訪問相談事業	高齢のため外出が困難な市民を対象に、法律問題、福祉及び心のケアに関することについて、自宅等へ訪問して相談を受けることで、相談機会の拡充を図ります。	室 市 市 民 民 相 相 談

4 障害のある人

■ 推進方針に定める取り組み

- (1) 障害および障害のある人への理解を深める福祉学習・交流活動の推進
- (2) 特別支援教育の充実
- (3) 地域で安心して暮らせる体制づくり
- (4) 障害のある人の雇用・就労支援体制の充実
- (5) 障害のある人の権利擁護の推進

■ 主な事業の展開

事業名	事業内容	担当課
地域自立支援協議会	障害者計画及び障害福祉計画のこれまでの取り組みについて検証を行うとともに、次期障害福祉計画の策定にかかる審議を行います。また、地域の関係機関等による連携及び支援の体制の構築について協議を行っていきます。	課 障 害 福 福 祉
障害理解に関する研修啓発事業	障害に関する相互理解を進めるためには、それぞれの障害特性を理解することが重要です。障害のある人となない者との交流の機会の提供支援や障害の特性等障害のある人の理解を促進できる研修啓発の取り組みを進めていきます。	福 社 社 総 総 務 務 課
福祉学習	障害のある人に対する思いやりの心を育むため、市内の小・中学校の児童・生徒を対象に、ボランティアの協力を得て、車いす・ガイドヘルプ・手話・点字などの体験学習を行います。	議 会 明 会 福 石 福 社 市 社 協 社

特別支援教育【再掲】	一人ひとりの子どもの教育的ニーズに応じた支援を行うため、特別支援教育を推進します。推進にあたっては、特別支援教育コーディネーターを中心とする特別支援教育校園内支援体制を構築し、個々の子どもの実態把握や保護者との連携体制に努めます。教職員の専門性をさらに向上させ、関係機関との連携充実を図り、ライフステージを通じた支援が行えるよう研修体制の充実や体制の整備に努めます。	学校教育課
合理的配慮の提供支援に関する助成制度	障害のある人の社会参加に際して妨げになっている社会的障壁を可能な限り取り除くための配慮が、本市の条例で求められています。本市の民間事業者等にも配慮に係る負担を求めるのではなく、市が支援や助成等を行いながら、障害のある人にとって暮らしやすい環境づくりを進めていきます。	福祉総務課
多様なコミュニケーション手段の利用促進	手話、要約筆記、点字・音訳等、障害者の特性に応じた多様なコミュニケーション手段を利用することができる環境整備を行います。	障害福祉課
福祉のまちづくり推進事業（バリアフリーの整備）【再掲】	不特定多数の人の利用が見込まれる公益的施設や公共施設等において、障害者等が安全かつ快適に利用できるように配慮した整備を推進するために、県の福祉のまちづくり条例にもとづく建築物の届出に関する助言・指導を行います。	建築安全課
ユニバーサル視点を生かした広報【再掲】	障害のある人にもやさしい、ユニバーサルデザインの視点に立った広報を展開します。	広報各課
障害者就労支援事業	明石市障害者就労・生活支援センターの運営により、一般・福祉就労への就労相談、就労後のフォロー、職場定着のための生活支援など、関係機関との連携を図りながら総合的な支援を提供します。また、市役所内福祉コンビニや市役所内作業所「時のわらし」の運営支援を継続し、障害者の就労の場の確保に努めます。	障害福祉課
障害者支援事業	明石市立木の根学園を高度な専門性と豊富な経験を有する社会福祉法人に指定管理を継続し、更に利用者サービスの向上などを行っていきます。	障害福祉課
日常生活自立支援支援事業（福祉サービス利用援助事業）【再掲】	在宅で生活されている判断能力に不安のある知的・精神障害者で、本人の利用意思が確認できる方を対象に福祉サービスの利用や金銭管理についての援助を行います。	明石市社会福祉協議会
後見支援センター【再掲】	明石市後見支援センターの運営により、判断能力が十分でない認知症や知的・精神障害のある方等を支援し、本人主体の観点から後見制度の利用支援や権利擁護の推進を図ります。	福祉総務課
基幹相談支援センター	障害の種別（身体障害、知的障害、精神障害など）を問わず、障害者やその家族などからの総合的な相談や困難事例などに対応していきます。また、地域における相談支援の拠点として、相談支援事業者間の調整及び支援などを行っていきます。	障害福祉課
障害者虐待防止センター	障害者虐待に関する通報や届出の受理、虐待を受けた障害者のための相談や指導・助言、虐待防止に関する広報・啓発などを行います。また、虐待通報には24時間365日対応します。	障害福祉課

訪問相談事業	心身の障害などのため外出が困難な市民を対象に、法律問題、福祉及び心のケアに関することについて、自宅等へ訪問して相談を受けることで、相談機会の拡充を図ります。	室 市民相談
差別解消のための相談体制整備事業	障害を理由とする差別解消条例に基づき、差別事案を解決するために、関係機関と連携して障害のある人や家族、事業者等からの相談に対応する相談・助言等の体制をつくり、当事者間の合意が困難な場合は、第三者機関によるあっせん等の仕組みを設けて解決を図ります。	福祉総務課

5 同和問題

■ 推進方針に定める取り組み

- (1) 差別意識解消のためのさまざまな取り組みの推進
- (2) 相談体制の充実

■ 主な事業の展開

事業名	事業内容	担当課
人権意識啓発事業【再掲】	あかしヒューマンフェスタ、人権セミナー、企業人権問題研修会、人権啓発作品募集などの機会を通じて、同和問題に関する講演会や研修会、啓発資料の充実を図ります。	進人権推
人権教育推進事業	地域における人権学習の機会や、人権感覚を育てる各種講座等の実施を支援します。	進人権推
厚生館事業【再掲】	同和問題をはじめ人権課題に取り組んできた実績を活かして、地域における人権の拠点施設として、地域住民の福祉の向上と人権の尊重されるまちづくりを進めます。	進人権推
相談事業	各種人権相談、差別事象についての相談事業を行い、法務局、人権擁護委員協議会などの関係機関・団体との連携のもとに対応していきます。	進人権推

6 外国人

■ 推進方針に定める取り組み

- (1) 多文化共生のための教育・啓発の推進
- (2) 外国人が暮らしやすい環境づくり

■ 主な事業の展開

事業名	事業内容	担当課
国際交流推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人が暮らしやすい環境づくり 情報提供や相談体制の充実等、外国人が暮らしやすい環境づくりを進めます。 ・日本語教室等の開催 明石市国際交流協会と連携して、日本語教室、その他のイベント等を実施し、国際交流や在住外国人との共生に関する市民の関心を高めます。 ・地域での交流行事の開催促進 地域における交流行事などを通じて異文化交流や相互理解を促進し、多文化共生社会づくりを進めます。 	文化振興課

日本語指導協力者派遣事業	日本語理解が不十分な外国人児童生徒に対し、当該児童生徒の母語を理解できる「日本語指導協力者」を派遣し、外国人児童生徒の自己実現を支援します。	課 学校教育
多文化共生ボランティア派遣事業	日本語理解が不十分な外国人園児・児童生徒や保護者に対し、兵庫県教育委員会子ども多文化共生センターに登録している「子ども多文化共生ボランティア」を派遣し、外国人児童生徒の自己実現を支援します。	学校教育課
ユニバーサル視点を生かした広報【再掲】	外国人にもわかりやすい、ユニバーサルデザインの視点に立った広報を展開します。	広報課
就労支援・雇用環境向上推進事業(外国人向け)	外国人の就労支援として、外国人労働者の雇用管理制度の啓発を行います。	課 産業政策

7 多様な人権課題

■ 主な事業の展開

事業名	事業内容	担当課
多様化、複雑化する人権課題への対応	新たな人権課題に対応していくため、国・県・関係機関との連携のもと、個々の課題に応じた啓発パンフレット等の配付や、これらの課題をテーマに取り上げた研修会を開催するなど、市民への啓発活動を進めます。	課 人権推進
生活困窮者自立支援事業	失業等により経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある方から相談を受け、生活困窮状態から早期に自立できるよう関係機関等と連携し支援を行います。	社 生活福祉課
「ネットいじめ」未然防止・早期発見のための研修会【再掲】	インターネットによるいじめの未然防止や早期発見、早期対応のため、教職員や保護者を対象にした研修会を開催します。	課 児童生徒支援
犯罪被害者等支援事業	犯罪被害者等への支援について、市の役割を明確にし、必要な支援、措置を講じていきます。 犯罪被害者等への支援に対する市民理解を広げるための啓発活動に取り組みます。 また、支援策の充実に向け、県、警察、NPO等関係機関との連携強化を図ります。	市民相談室
北朝鮮拉致問題啓発事業	12月の「北朝鮮拉致問題週間」等の機会をとらえ、国・県・関係機関との連携のもと、市民への啓発活動を進めます。	進 人権推進課
自殺予防対策に関する事業	自殺予防対策研修会の開催と、こころのケア相談として臨床心理士がこころの健康についての相談を受けます。	進 健康推進課
本人通知制度	事前登録した人の住民票や戸籍謄本等を、代理人や第三者に交付した場合、登録者本人に通知する制度で、住民票等の不正請求を抑制し個人情報の保護を図ります。	市民課

第5章 総合的で効果的な推進のために

1 推進体制と職員研修の充実

(1) 推進体制の充実

■ 主な事業の展開

事業名	事業内容	担当課
人権施策推進連絡会議の開催	市役所内の関係部課で構成する「人権施策推進連絡会議」を開催し、緊密な連携のもとに施策を推進していきます。また、施策の進捗状況についても総合的に検証し、その結果を公表します。	進人権推 課
課題別プロジェクトの設置	複数の分野にわたって横断的に取り組むべき課題に対しては、プロジェクトチームを設置し、施策を推進します。	進人権推 課

(2) 職員研修の充実

■ 主な事業の展開

事業名	事業内容	担当課
職員人権特別セミナー	行政職員が人権感覚を身に付け、一人ひとりが人権尊重の視点にたつて職務を遂行するため、また、社会情勢の変化とともに多様化、複雑化する人権課題に対応できるように、多様な人権課題を取り上げた特別研修を実施します。	人権推 材開進 発課
行政職員研修	・階層別研修、基礎意識研修 多様化、複雑化する人権課題に対応できるよう、職員として必要不可欠な人権に対する意識の向上を図るために、計画的・体系的な研修を実施します。	課人 材開 発
保育所職員研修【再掲】	保育士等の職員の資質向上と職員全体の専門性の向上、さらに人権意識の高揚や豊かな人権感覚の育成のための研修を実施します。	育こ 成ど 室も
人権教育研修【再掲】	教職員の人権感覚を磨き、子どもたちへの指導の充実を図るために人権教育担当者を対象に研修を実施し、人権尊重の学校文化の構築を進めます。	育学 課校 教
教職員研修【再掲】	重点課題研修講座、専門研修講座、教科等研修講座、研究グループ等の機会を通じて教職員の人権感覚を磨き、教職員相互や教職員と子ども、また、子ども同士の望ましい人間関係づくりが図られるよう、学校園や教職員を支援します。	所教 育研 究

2 関係機関・団体等との連携・協力の強化

(1) 関係機関・団体、企業との連携

■ 主な事業の展開

事業名	事業内容	担当課
国、県等との連携	市の人権施策関係課、社会福祉協議会・国際交流協会等の市の関係機関、子ども家庭センター等の県の関係機関、神戸地方法務局等の国の関係機関、さらに（公財）兵庫県人権啓発協会、明石人権擁護委員協議会、明石市人権教育研究協議会等の人権関係団体のネットワークを構築し、情報の共有化や啓発事業の共同開催等を進め、事業の一層の効果的・効率的な推進を図ります。	人権推 進課

(2) 相談・支援体制の強化

■ 主な事業の展開

事業名	事業内容	担当課
市民相談事業	市民の日常生活上のさまざまな問題を解決するため、一般相談や専門家による特別相談を実施しています。人権相談をはじめ、多様化する市民からの相談にきめ細やかに対応できるよう窓口の充実を図ります。	室 市民相談
広聴事業 「市民の声」	市民から寄せられる市政に対する苦情、要望等に対し、市民ニーズを的確に把握するため、「市民の声」データベースに登録し、庁内で情報を共有化できるように対応します。連絡調整だけでなく、全庁的な情報共有と施策の改善を図ります。	室 市民相談
行政オンブズマン事業	市政に関する苦情等を、公平かつ中立的な立場で調査を行い、行政オンブズマンを通じて市政への反映を行っています。事実があった日から1年以内であれば申し立てが可能であり、市民の権利や利益の侵害からの救済制度として行政オンブズマンの周知を図ります。	市民相談室
人権救済のための関係機関との連携	神戸地方法務局や明石人権擁護委員協議会等の国の関係機関との密接な連携・協力を図り、問題解決へとつなげていきます。	進 人権推

3 市民の参画と協働による施策の推進

■ 主な事業の展開

事業名	事業内容	担当課
自治会研修会等 (人材育成と市民活動への支援)【再掲】	中学校区には人権教育推進員を、小学校区には人権啓発員を配置し、自治会、各種団体の人権研修を支援します。今後は自治会研修会等を幅広い市民の参加によるものへと発展させていきます。	課 人権推進
市民活動促進事業	本市では、幅広い市民の参画と協働により、だれもが暮らしやすい地域づくりを進めるため、福祉や環境などの分野で公益的な活動を展開する市民活動団体に対し、活動費の助成などを行っています。自主的に人権啓発活動等に取り組む市民グループについても助成対象とし、市民による自主的な人権学習・啓発活動を支援し、担い手の育成を進めます。	市民協働推進室

4 推進方針の広報・啓発活動

■ 主な事業の展開

事業名	事業内容	担当課
推進方針のPR	推進方針の広報については、市民啓発用の概要版パンフレットを制作し、地域での人権研修等の機会をとらえて行います。	進 人権推
ユニバーサル の視点を生かした 広報 【再掲】	推進方針にもとづく事業等の広報・啓発にあたっては、ユニバーサルデザインの視点に立って、より効果的な手法を検討しながら行います。	び 広報課 各課 及